

目的

本計画は、「北本市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、市民・事業者・市の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策を総合的・計画的に推進することを目的とする。

位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画(事務事業編)」として策定する計画

計画期間

2024(令和6)年度から2030(令和12)年度までの7年間

目標

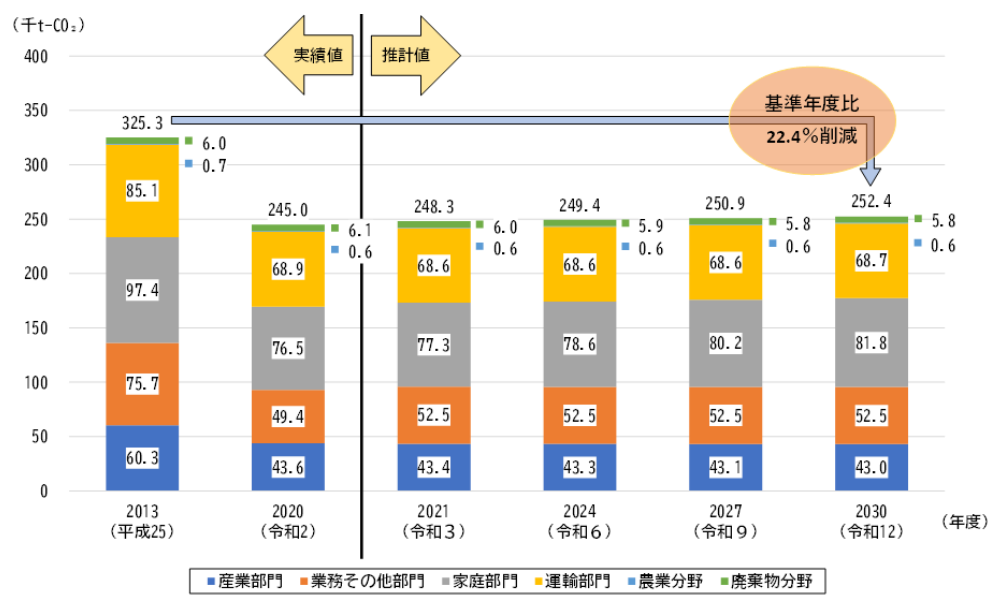
- 【区域施策編】2030(令和12)年度まで2013(平成25)年度比で46%以上削減
- 【事務事業編】2030(令和12)年度まで2013(平成25)年度比で46%以上削減

第4次地球温暖化対策実行計画との主な違い

事務事業編は市役所事務及び事業のみだったのに加えて、市域全体を対象した区域施策編を追加

温室効果ガスの排出量と将来予測

【区域施策編】
今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の排出量、基準年度を比較すると22.4%の削減となる見込み



事務事業編は市役所事務及び事業のみだったのに加えて、市域全体を対象した区域施策編を追加

北本市地球温暖化対策実行計画(区域施策・事務事業編) ②

これまでの地球温暖化対策に関する取り組み

- 1 ごみ減量・4Rもったいないプロジェクト
 - (1) 4Rの普及と推進 (2) ごみ排出量の削減と資源化の推進
 - (3) 循環型社会形成推進基本法の推進 (4) 廃棄物の広域処理の推進
- 2 省エネ・創エネエコライフプロジェクト
 - (1) 省エネルギー対策(省エネ)の推進 (2) 再生可能エネルギー利用(創エネ)の推進
 - (3) 地球温暖化対策の推進 (4) 公共交通利用環境の向上
 - (5) 自転車利用環境の整備 (6) 省エネ型住まいづくりやスマートハウスの普及・促進

経過・今後のスケジュール

- 8月 3日 第1回環境調整会議
- 8月 9日 第1回環境調整検討部会
- 8月17日 第2回環境調整検討部会(書面会議)
- 8月23日 第2回環境調整会議
- 9月28日 環境審議会(地球温暖化対策実行計画に関する第1回)
- 11月中 パブリック・コメントの実施・議会報告
- 令和6年1月 環境審議会(地球温暖化対策実行計画に関する第2回)
- 令和6年2月 計画策定

主な削減目標の達成に向けた重点施策

- 1 省エネルギー行動の推進
 - (1) 省エネルギー対策の推進
 - (2) 建築物の省エネルギー対策の促進
 - (3) 移動手段の脱炭素化の推進
- 2 再生可能エネルギーの利用の推進
 - (1) 再生可能エネルギー設備等の導入拡大
 - (2) 再生可能エネルギーの利用促進
- 3 資源循環の推進
 - (1) ごみの排出量の削減と資源化の推進
 - (2) ごみの適正処理の推進
 - (3) 食品ロスの削減
- 4 CO²吸収源の確保
 - (1) 森林整備や緑化の推進
 - (2) カーボン・オフセット、J-クレジット制度の活用
- 5 地球温暖化に関する情報共有
 - (1) 環境教育・環境学習の推進
 - (2) 情報発信の充実

会議(法根拠抜粋)

- 【環境審議会】
 - ・環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、北本市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置
 - ・北本市環境審議会条例
 - 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する事項について調査及び審議する。
- 【環境調整会議】
 - ・北本市環境基本条例
 - 第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の組織的かつ実効的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合調整を行う。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策に関すること。
 - 第30条 前条に規定する総合調整を行うため、北本市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。
 - 2 調整会議について必要な事項は、規則で定める。
 - ・北本市環境基本条例施行規則
 - 第5条 調整会議は、条例第29条に規定された事項及び環境マネジメントシステムに係る総合調整を行うものとする。
- 【環境調整検討部会】
 - ・北本市環境基本条例施行規則
 - 第7条 調整会議の下部機関として専門的事項を調査・研究させるため、北本市環境調整検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。
 - 2 検討部会に関し、必要な事項は別に定める。
 - ・北本市環境調整検討部会要綱
 - 第2条 検討部会は、規則第5条による総合調整のために必要な専門的調査、研究を行う。